

自動販売機の規格および遵守事項等

1 自動販売機の規格、条件

(1) 大きさおよびデザイン

ア 大きさは1台につき概ね W1200×D800×H2000 (mm) 以内とする。

イ 設置場所の周辺環境に配慮したデザイン、外観色等にすること。

(2) 環境対策

省エネのため「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」ならびに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

2 遵守事項

(1) 安全対策

ア 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) および「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会) を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法) および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) 等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成) を遵守し、盗難防止に努めること。

(2) 使用済み容器の回収

ア 使用済み容器回収ボックスを、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置し、随時回収すること。また、必要に応じ回収ボックスを増設すること。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材はプラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

ウ 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 自動販売機の設置および管理運営

ア 自動販売機の設置、維持管理および撤去に関する費用は、自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）の負担とする。

イ 設置者において、商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部・外部および設置場所周辺の清掃などを行う。

ウ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

エ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記し、故障時には即時対応すること。

オ 自動販売機、回収ボックスおよび商品の盗難・破損について、秋田市上下水道局はその責めを負わない。

カ 設置者は自動販売機、回収ボックスおよび商品が汚損又はき損したときは、速やかに復旧すること。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除く飲料とする。

(2) 価格

メーカー希望小売価格（定価）以下とする。

(3) 商品

販売品目については、炭酸飲料、コーヒー、果汁、茶類、ミネラルウォーター等その他の飲料品とする。また、商品の入れ替え、変更については両方で協議すること。

ア 茶類、コーヒーは必ず入れること。

イ ソフトドリンク（アルコールが入っていない飲料全般）とすること。

ウ 缶、ペットボトル、紙パック類等の密閉販売容器とすること。

4 売上実績等の報告

(1) 自動販売機の売上実績を4月から四半期（3ヶ月）毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の月末までに書面にて報告すること。

(2) 秋田市上下水道局が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。